

起業準備活動期間の延長

(令和4年12月 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更, 在留期間の更新のガイドライン)

規制改革の内容

特例措置前

創業外国人の特例では、

- ・入国(上陸)
- ・在留資格「留学」からの在留資格の変更をする外国人を対象としている。

特例措置

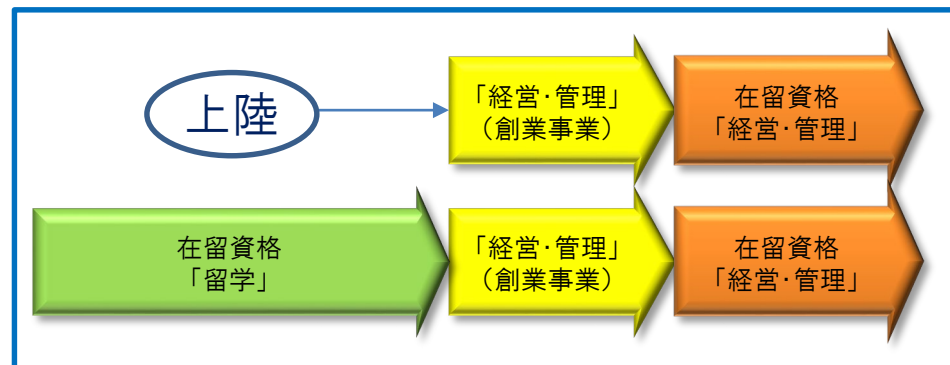
外国人起業活動促進事業(経済産業省事業)の期間内に起業に至らなかった外国人が、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用することを認める。

効果

外国人起業家等の更なる受入れの促進。

規制改革の概要

現行



追加

